

セクション1

認定調査と介護認定審査会の関係

1. 認定調査と介護認定審査会の関係

介護認定審査会



認定調査

主治医意見書

申請者の要介護度

1. 認定調査と介護認定審査会の関係

介護認定審査会の審査判定プロセス

STEP1

一次判定の修正・確定

- 選択の妥当性を確認

STEP2

介護の手間にかかる審査判定

※基準時間32分以上50分未満の場合

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

- 要介護度を決定

STEP3

介護認定審査会として付する意見

- 認定有効期間と療養に関する意見を検討

1. 認定調査と介護認定審査会の関係

介護認定審査会の審査判定プロセス

STEP1

STEP2

認定調査

主治医意見書

STEP3

1. 認定調査と介護認定審査会の関係

介護認定審査会



認定調査

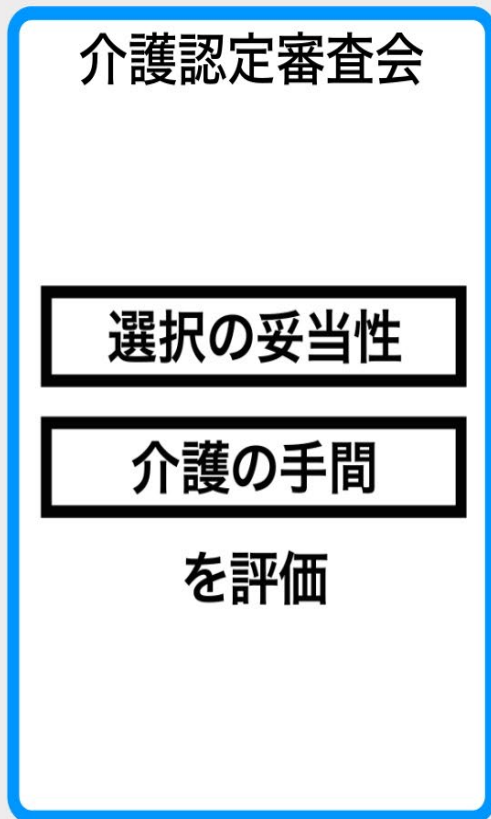
基本調査

特記事項



どのような情報を求めているか?

1.認定調査と介護認定審査会の関係



特記事項記載のポイント

- ① 選択根拠
- ② 手間
- ③ 頻度

セクション2

一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定

一次判定を**確定**するのは？

✕ 認定調査員

○ 介護認定審査会

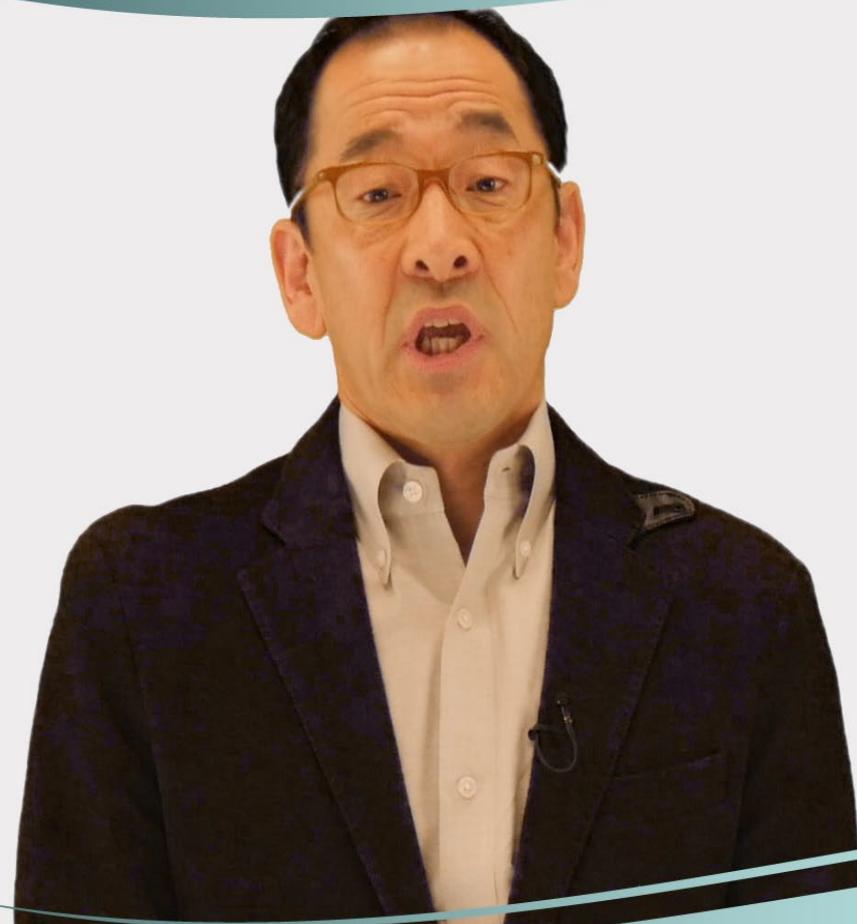


STEP 1 一次判定の修正・確定

2. 一次判定の修正・確定



2.一次判定の修正・確定



特記事項に
記載

- 実際の状況
- 選択肢を選んだ理由

STEP 1 一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定

迷ったら、書く。

STEP 1 一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定

一次判定の修正・確定における議論のポイント

- ・調査上の**単純ミス**
- ・日頃の状況と異なる**場合**
- ・より**頻回な状況**で選択している**場合**
- ・**不適切な状況**と調査員が判断する**場合**
- ・認定調査員が選択に**迷った項目**
- ・**特別な医療**
- ・障害/認知症高齢者の**日常生活自立度**

STEP 1 一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定

事務局は介護認定審査会の判断が必要と考える基本調査項目について
介護認定審査会に検討を要請することができます



STEP 1 一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定



特記事項を
きちんと書いておくことが
大切です。

STEP 1 一次判定の修正・確定

2.一次判定の修正・確定

調査員のポイント

迷った場合は
特記事項に書く

事務局のポイント

審査会が調査項目を
確認できるよう
サポート



STEP 1 一次判定の修正・確定

セクション3

二次判定

3.二次判定

通常の例に比べ
介護の手間が、より「かかる」、「かからない」かの視点で議論



STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

2-5 排尿

ズボン・パンツの上げ下げに介助

一部介助



STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

普通ならこういう感じ



通常の場合

STEP 2 介護の仲間にかかる審査判定

3.二次判定

「通常の介助量」について、個別の定義は設定されていませんが、各調査項目の定義や介護認定審査会の委員の専門性、経験に基づき合議により判断してください



STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

2-5 排尿

ズボン・パンツの上げ下げに介助

トイレが**1**時間おき

トイレが**5**時間おき

一部介助

一部介助

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

具体的な介助の方法

2-5 排尿

の全介助

オムツを
定時交換



トイレで
全て介助

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

具体的な介助の方法

少しだけ
介助

一部介助

ほとんど
介助

一部介助



STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

具体的な介助の方法

2-4 食事摂取

ほとんど
介助



一部介助

「最初の数口は自己摂取だが、
すぐに食べなくなるため、
残りはすべて介助を行っている」

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

選択肢が同じでも
介助量に差が出る主な要因

具体的な介助の方法

頻度

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

頻度

4-9 一人で出たがる

一人で玄関から外に出ていってしまうので、
毎回のように探しに出ている

週に一回



毎日

ある

ある

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

特記事項の
記載のポイント



介護の手間の総量＝

特記事項の
記載のポイント



具体的な介助の方法

×

頻度

探しに出ている

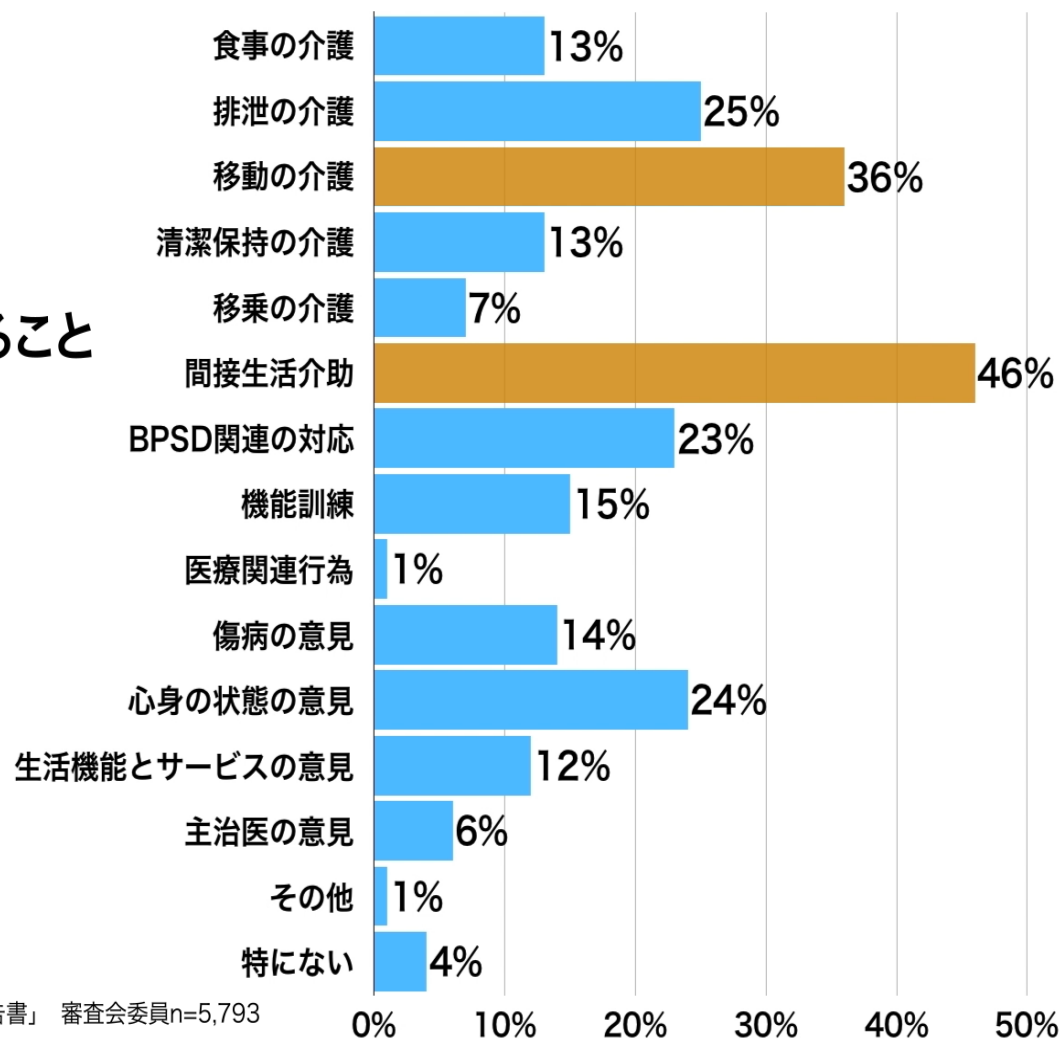
週7日

STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

審査会委員を対象に
議論する上で重視していること
を聞いたアンケート結果

非該当～要介護1



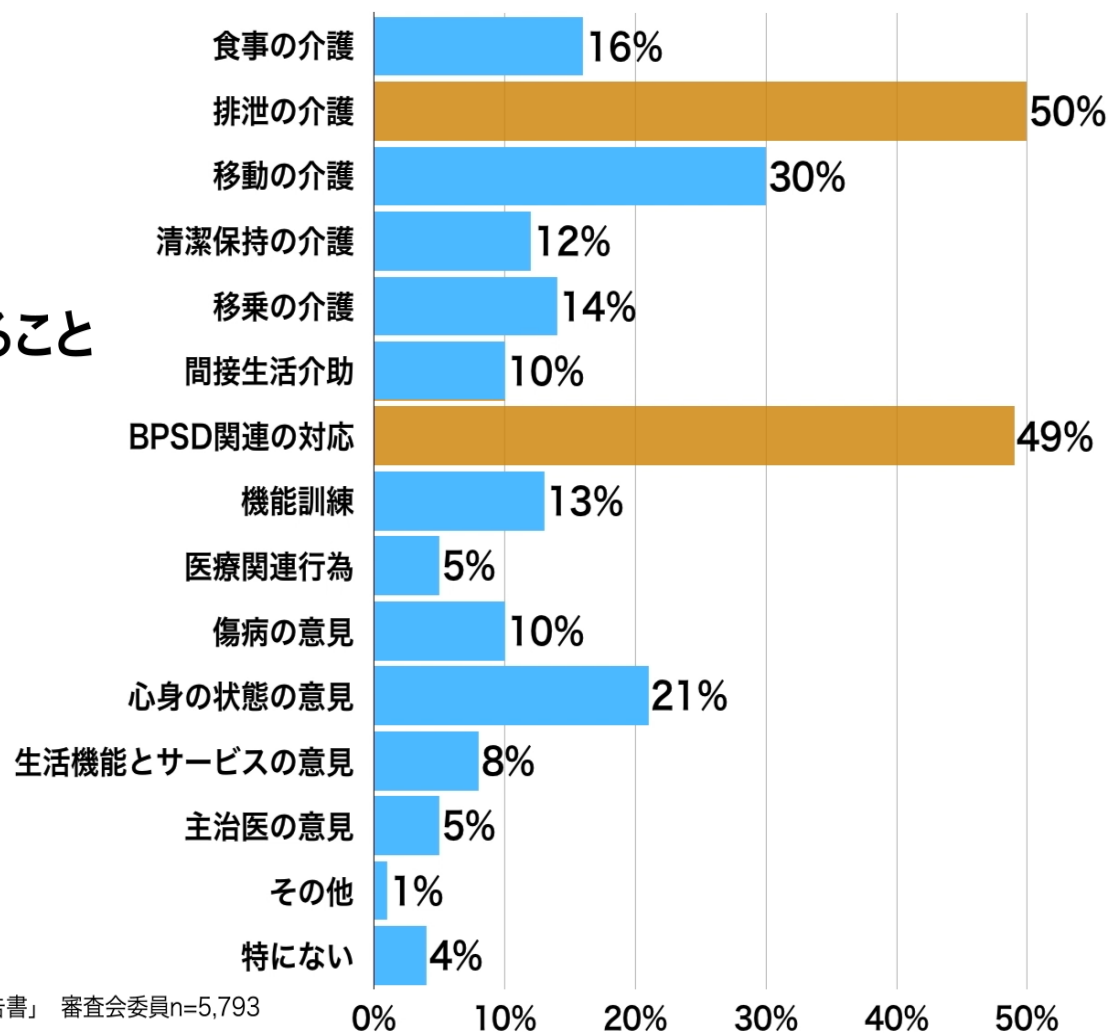
資料)平成25年度老人保健健康増進等事業

「要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書」 審査会委員n=5,793

3.二次判定

審査会委員を対象に
議論する上で重視していること
を聞いたアンケート結果

要介護2～3



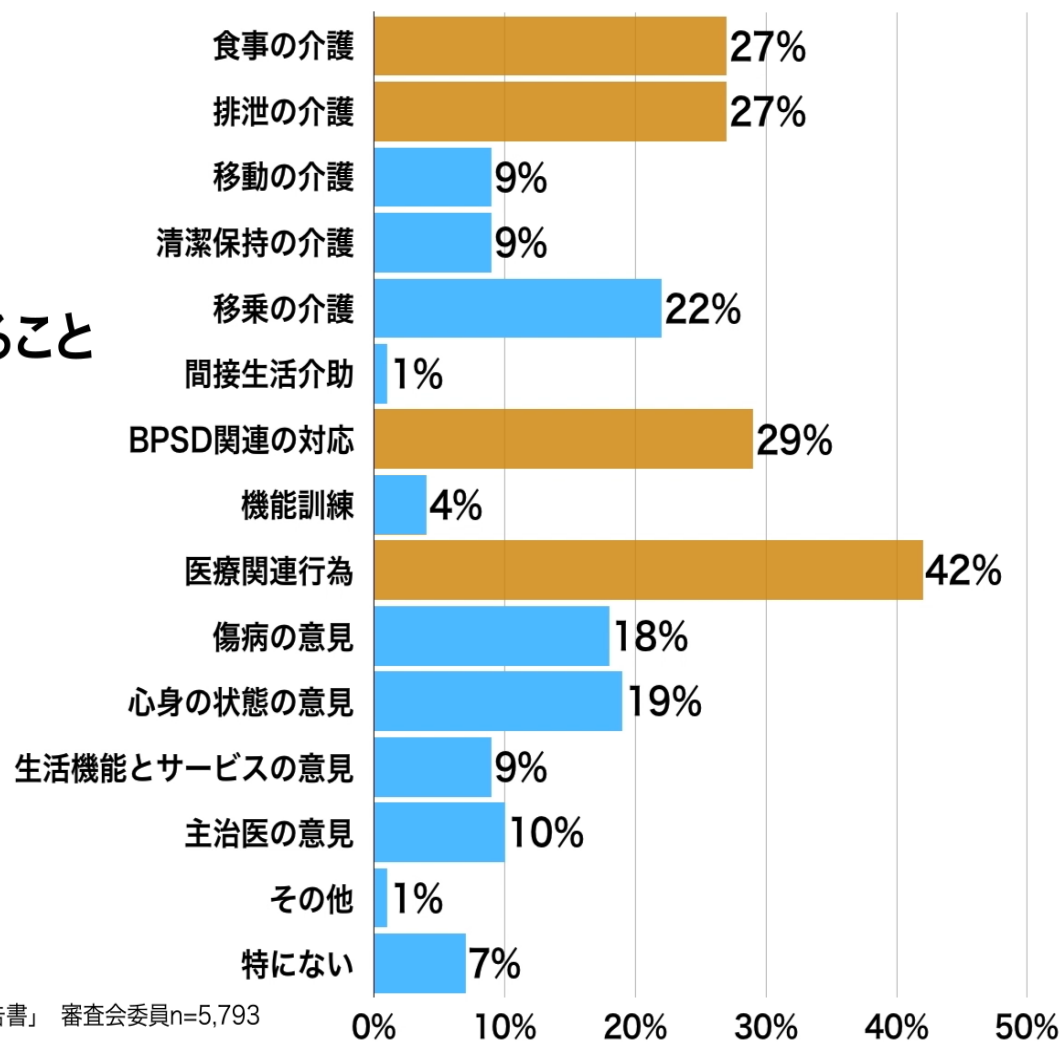
資料)平成25年度老人保健健康増進等事業

「要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書」 審査会委員n=5,793

3.二次判定

審査会委員を対象に
議論する上で重視していること
を聞いたアンケート結果

要介護4～5



資料)平成25年度老人保健健康増進等事業

「要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書」 審査会委員n=5,793

3.二次判定

変更の根拠となった
特記事項・主治医意見書の
記載内容

記載内容をもとに、
審査会がどのように判断したか

STEP 2 介護の仲間にかかる審査判定

3.二次判定

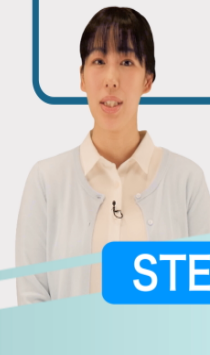
調査員のポイント

- ①具体的な介助の方法
 - ②頻度
- を特記事項に書く

事務局のポイント

重度変更・軽度変更の理由として

- ①根拠となった記載
 - ②審査会の判断
- を記録



STEP 2 介護の手間にかかる審査判定

3.二次判定

介護認定審査会の審査判定プロセス

STEP1

一次判定の修正・確定



- 選択の妥当性を確認

STEP2

介護の手間にかかる審査判定



※基準時間32分以上50分未満の場合

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

- 要介護度を決定

STEP3

介護認定審査会として付する意見

- 認定有効期間と療養に関する意見を検討

3.二次判定

認知機能の低下の評価

予防給付等の利用の理解は
困難でない

予防給付等の利用の理解は
困難

状態の安定性に関する評価

要介護1

要介護度の再検討が
必要でない

要介護度の再検討が
必要

要支援2

要介護1

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

3.二次判定

認知機能の低下の評価

認知機能や、思考・感情等の障害により
予防給付等の利用に係る、適切な理解が困難か？

調査員からの情報提供

第3群(認知機能)、第4群(精神・行動障害)
第2群(生活機能)、第5群(社会生活への適応)
の特記事項

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

3.二次判定

認知機能の低下の評価

予防給付等の利用の理解は
困難でない

予防給付等の利用の理解は
困難

要介護1

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

3.二次判定

認知機能の低下の評価

予防給付等の利用の理解は
困難でない

予防給付等の利用の理解は
困難

状態の安定性に関する評価

要介護1

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

3.二次判定

状態の安定性に関する評価

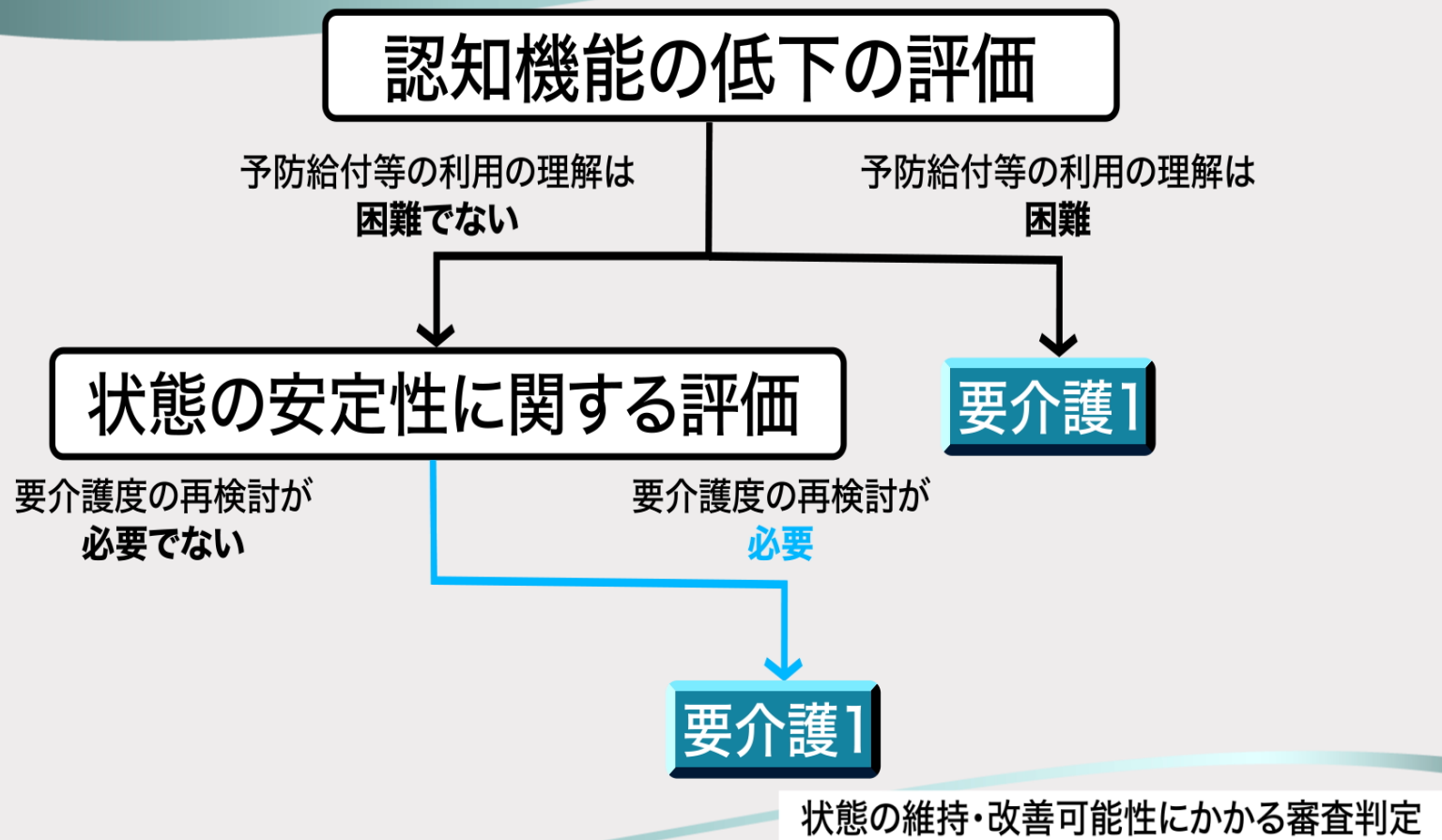
概ね**6ヶ月以内**に心身の状態が悪化し
介護の手間が増大することによる
要介護度の再検討の必要があるか？

調査員からの情報提供

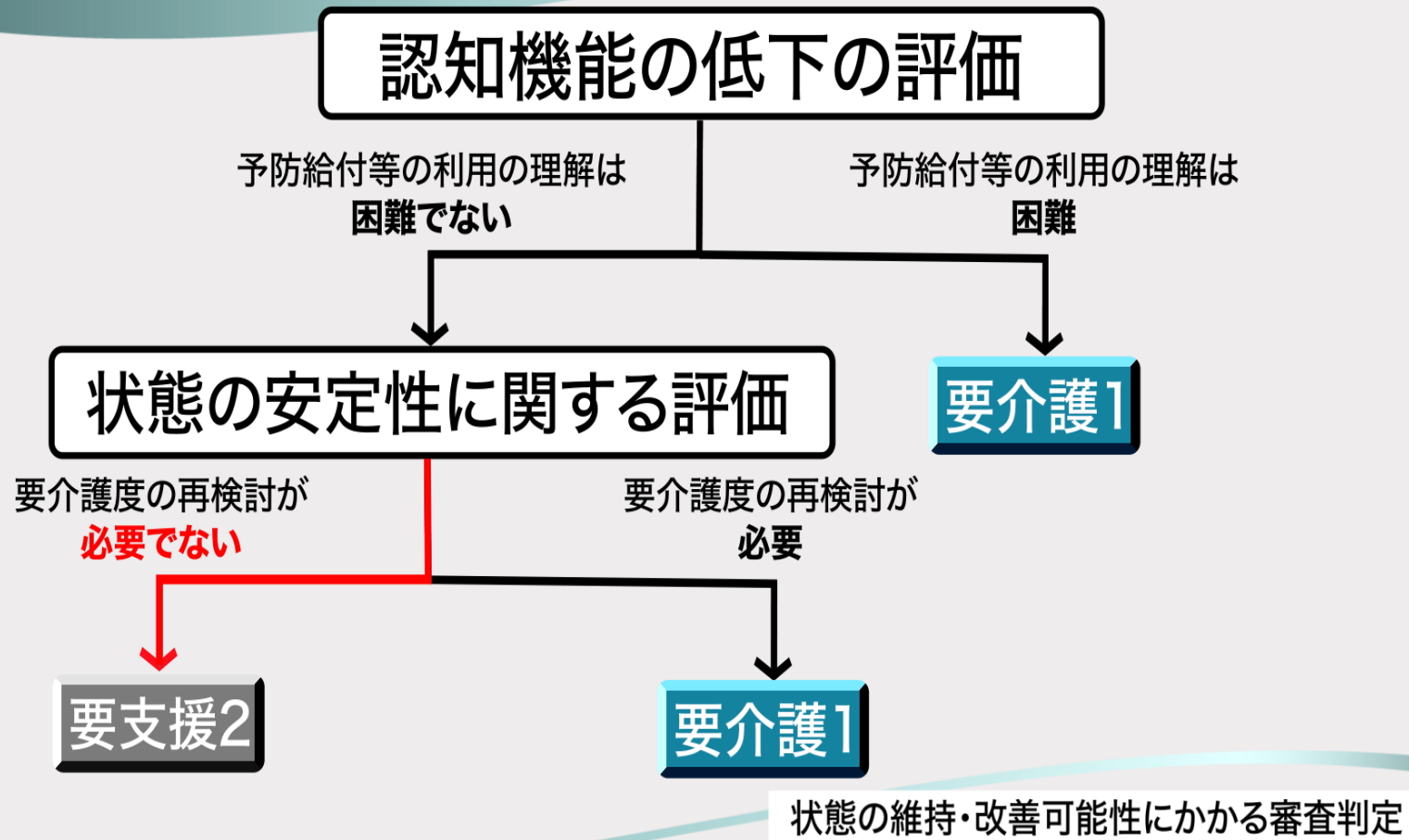
最近の心身の変化など
これまでの経過

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

3.二次判定



3.二次判定



セクション4

介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定

必要な療養についての意見

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定

**現在の状況がどの程度続くか
という判断に基づき、
認定有効期間を原則より短く、
または長くすることができます**

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定

(介護認定審査会テキスト29ページより)

**現在の状況がどの程度続くか
という判断に基づき、
認定有効期間を原則より短く、
または長くすることができます**

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定

における議論のポイント

- **入退院の直後、リハビリテーション中など
特殊な状況にある場合**
- **急速に状態が変化している場合**
- **長期間にわたり状態が安定していると
考えられる場合**

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定

における議論のポイント

- 入退院の直後、リハビリテーション中など
特殊な状況にある場合
- 急速に状態が変化している場合
- 長期間にわたり状態が安定していると
考えられる場合



STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

必要な療養についての意見

- **要介護状態の軽減や悪化の防止に必要な療養**
- **サービスの有効な利用について留意すべきこと**



STEP 3 介護認定審査会として付する意見

4.介護認定審査会として付する意見

必要な療養についての意見

認定調査員

調査員が実際の状況を「不適切」と判断

審査会
STEP 1

適切な介助の方法を検討

STEP 2

審査会
STEP 3

適切な介助の方法や
療養に関する意見を付する

STEP 3 介護認定審査会として付する意見



4.介護認定審査会として付する意見

特記事項

- これまでの経過
 - 具体的な介助の方法
 - 頻度
- など

介護認定審査会

認定有効期間

必要な療養に
ついての意見

を検討

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

セクション5

審査会事務局の役割

5. 審査会事務局の役割

介護認定審査会のプロセス

調査員の役割

審査会事務局の役割

5. 審査会事務局の役割

情報提供者

認定調査

基本調査

特記事項

主治医意見書

+

意思決定の場



介護認定審査会

5. 審査会事務局の役割



5. 審査会事務局の役割

